

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年3月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,273

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C) 平均値	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C) 平均値	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm) ----- ^{備考2)}		
1日	862.7	83.4			
2日	867.3	81.7			
3日	864.2	78.2			
4日	865.9	75.6			
5日	859.7	75.9			
6日	857.7	77.0			
7日	863.0	77.6			
8日	864.0	77.3			
9日	863.4	76.8			
10日	860.8	78.0			
11日	運転→停止				
12日	停止中				
13日	停止中				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止→運転				
18日	871.6	83.6			
19日	866.0	83.2			
20日	866.4	77.7			
21日	862.2	74.0			
22日	858.9	73.4			
23日	859.2	74.1			
24日	867.6	72.6			
25日	863.5	72.1			
26日	866.0	72.6			
27日	864.1	72.5			
28日	860.7	72.3			
29日	862.2	72.0			
30日	863.0	72.2			
31日	運転→停止				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年2月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,517

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	860.2	75.3			
2日	865.1	76.3			
3日	858.4	76.2			
4日	864.5	77.4			
5日	863.8	76.9			
6日	860.0	76.7			
7日	856.7	76.6			
8日	859.0	76.9			
9日	862.5	76.6			
10日	861.4	76.3			
11日	863.1	76.2			
12日	868.1	77.1			
13日	864.0	77.4			
14日	865.2	77.2			
15日	864.4	77.2			
16日	869.3	76.8			
17日	860.1	76.3			
18日	859.8	77.8			
19日	865.6	77.6			
20日	858.8	78.0			
21日	865.7	78.3			
22日	858.0	78.5			
23日	874.0	80.8			
24日	861.6	80.4			
25日	863.9	81.6			
26日	870.3	83.7			
27日	864.1	83.9			
28日	861.4	83.7			
29日	863.0	83.4			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2016年1月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,170

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止→運転			
5日	869.8	77.7			
6日	862.9	76.8			
7日	862.0	77.3			
8日	861.6	76.6			
9日	862.5	75.7			
10日	862.6	75.9			
11日	865.5	76.5			
12日	858.4	76.7			
13日	865.6	77.0			
14日	864.5	76.7			
15日	874.1	78.8			
16日	865.8	79.4			
17日	863.8	78.8			
18日	861.6	77.9			
19日	858.7	77.9			
20日		運転→停止			
21日		停止中			
22日		停止中			
23日		停止中			
24日		停止中			
25日		停止→運転			
26日	869.5	77.2			
27日	864.7	76.1			
28日	860.9	75.0			
29日	867.1	74.0			
30日	864.2	75.4			
31日	867.4	75.7			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年12月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,476

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	861.1	75.6			
2日	864.9	76.7			
3日	863.2	78.1			
4日	858.9	77.7			
5日	858.0	77.6			
6日	866.3	78.9			
7日	865.9	79.2			
8日	860.0	79.3			
9日	868.3	76.7			
10日	862.0	75.3			
11日	860.4	75.0			
12日	859.2	75.5			
13日	857.9	75.9			
14日	860.8	76.8			
15日	859.7	77.6			
16日	861.2	77.0			
17日	857.2	77.3			
18日	870.3	77.7			
19日	運転→停止				
20日	停止中				
21日	停止→運転				
22日	871.0	76.9			
23日	861.0	78.8			
24日	860.4	79.1			
25日	864.6	77.9			
26日	866.1	76.8			
27日	運転→停止				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年11月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	15

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C) 平均値	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C) 平均値	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm) ----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止中			
8日		停止中			
9日		停止中			
10日		停止中			
11日		停止中			
12日		停止中			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止中			
16日		停止中			
17日		停止中			
18日		停止中			
19日		停止中			
20日		停止中			
21日		停止中			
22日		停止中			
23日		停止中			
24日		停止中			
25日		停止中			
26日		停止中			
27日		停止中			
28日		停止中			
29日		停止中			
30日		停止→運転			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年10月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,315

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	停止中				
2日	停止→運転				
3日	860.3	72.9			
4日	858.0	73.7			
5日	857.8	73.5			
6日	859.7	73.0			
7日	860.3	72.6			
8日	866.5	73.8			
9日	864.3	74.9			
10日	867.5	75.7			
11日	859.6	76.1			
12日	運転→停止				
13日	停止中				
14日	停止中				
15日	停止→運転				
16日	860.0	73.2			
17日	868.8	71.7			
18日	863.6	70.8			
19日	864.2	72.9			
20日	860.6	74.2			
21日	862.7	74.6			
22日	866.6	75.2			
23日	868.0	74.7			
24日	863.3	75.2			
25日	871.1	73.5			
26日	864.2	73.0			
27日	871.4	70.5			
28日	867.7	72.0			
29日	858.5	73.4			
30日	858.1	72.1			
31日	運転→停止				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年9月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,166

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	858.5	77.6			
2日	856.3	77.1			
3日	861.2	77.7			
4日	運転→停止				
5日	停止中				
6日	停止中				
7日	停止中				
8日	停止中				
9日	停止中				
10日	停止→運転				
11日	859.3	71.7			
12日	859.4	71.9			
13日	867.0	72.7			
14日	865.9	72.5			
15日	860.0	73.7			
16日	867.5	73.3			
17日	861.8	71.8			
18日	868.0	73.6			
19日	863.6	71.7			
20日	862.7	71.1			
21日	870.3	72.2			
22日	862.4	72.2			
23日	858.7	72.0			
24日	860.8	71.4			
25日	857.1	72.2			
26日	861.1	72.4			
27日	864.4	72.1			
28日	871.6	72.4			
29日	運転→停止				
30日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それによって管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年8月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,267

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	866.9	75.6			
2日	857.3	76.8			
3日	857.5	79.8			
4日	861.1	80.3			
5日	856.6	80.1			
6日	866.6	77.8			
7日	861.2	75.6			
8日	865.3	76.9			
9日	860.4	80.2			
10日	868.2	82.0			
11日	運転→停止				
12日	停止中				
13日	停止中				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止→運転				
19日	862.7	75.3			
20日	873.1	75.8			
21日	865.4	75.4			
22日	859.8	76.0			
23日	863.9	76.6			
24日	861.7	74.9			
25日	863.3	75.0			
26日	864.3	75.3			
27日	866.3	76.4			
28日	860.9	75.5			
29日	867.8	76.5			
30日	860.4	76.4			
31日	858.9	77.3			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年7月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,442

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	862.5	75.1			
2日	856.2	73.9			
3日	868.2	74.5			
4日	864.1	75.0			
5日	863.9	75.4			
6日	862.6	74.7			
7日	871.5	75.4			
8日	860.0	74.8			
9日	860.7	75.3			
10日	867.0	76.4			
11日	861.4	75.1			
12日	860.0	75.9			
13日	855.8	74.9			
14日	861.8	74.6			
15日	866.5	75.8			
16日	運転→停止				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止→運転				
20日	869.8	75.4			
21日	865.5	75.3			
22日	861.7	74.8			
23日	861.1	76.1			
24日	867.8	76.2			
25日	862.6	75.7			
26日	861.8	73.8			
27日	867.5	74.9			
28日	864.0	75.8			
29日	863.2	75.5			
30日	863.1	76.0			
31日	871.4	76.5			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年6月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,351

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	861.6	80.2			
2日	857.3	80.1			
3日	854.3	80.3			
4日	866.9	80.3			
5日	866.2	80.8			
6日	865.9	81.2			
7日	859.6	81.1			
8日	855.2	80.8			
9日	861.7	80.7			
10日	866.1	80.2			
11日	864.6	79.9			
12日	863.3	80.7			
13日	854.7	81.0			
14日	867.5	81.4			
15日	858.6	80.8			
16日	869.4	80.3			
17日	864.7	79.8			
18日	運転→停止				
19日	停止中				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止→運転				
23日	運転→停止→運転				炎検出器不調のため一旦停止し調整後再稼働
24日	865.3	75.0			
25日	862.8	74.5			
26日	860.8	74.8			
27日	860.1	72.7			
28日	866.7	72.8			
29日	860.3	73.9			
30日	856.2	74.9			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシンの濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それによって管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年5月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,226

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止→運転			
6日	862.0	73.6			
7日	863.0	74.6			
8日	864.7	73.6			
9日	859.2	73.7			
10日	860.3	72.9			
11日	858.3	72.9			
12日	858.3	72.7			
13日	864.8	73.3			
14日	862.4	73.6			
15日	863.2	74.6			
16日	865.2	74.5			
17日		運転→停止			
18日		停止中			
19日		停止中			
20日		停止→運転			
21日	865.0	79.9			
22日	863.9	80.0			
23日	864.3	80.3			
24日	866.5	80.0			
25日	862.4	80.0			
26日	862.1	79.9			
27日	859.6	80.0			
28日	862.1	80.3			
29日	869.7	80.0			
30日	861.1	80.0			
31日	861.3	79.7			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年4月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,048

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止→運転			
4日	859.6	75.5			
5日	859.9	75.7			
6日	859.2	76.4			
7日	857.9	76.1			
8日	861.1	76.5			
9日	861.7	76.4			
10日	864.5	76.5			
11日	862.1	76.6			
12日	859.2	77.8			
13日	834.3	76.4			
14日	840.9	76.6			
15日		運転→停止			
16日		停止中			
17日		停止中			
18日		停止中			
19日		停止中			
20日		停止中			
21日		停止→運転			
22日	866.5	73.7			
23日	862.3	74.7			
24日	866.0	76.3			
25日	859.6	76.3			
26日	866.8	76.0			
27日	860.6	75.8			
28日	863.3	74.6			
29日	864.8	73.8			
30日		運転→停止			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。